一般社団法人　ワールドスケートジャパン
コンプライアンス規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）におけるコンプライアンスについて定める。

（定　義）

第 2 条　この規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本連盟各種規則（定款、規程・ルール等全てを含む）、取引に関わる契約・約款その他ローラースポーツに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

（経営方針）

第 3 条　本連盟及び加盟団体の役員及び職員（以下「役職員」という）並びに登録競技者は、別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の経営方針の一つとして認識して、業務の推進に当るものとする。

（役職員および登録競技者の責務）

第 4 条　役職員および登録競技者は前条の方針をふまえ、法令、本連盟規則を厳守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

（役職員および登録競技者の禁止事項）

第 5 条　役職員および登録競技者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　自ら法令及び本連盟規則に違反する行為

(2)　他の役職員および登録競技者に対して法令及び本連盟規則に違反する行為を指示又は教唆する行為

(3)　他の役職員および登録競技者の法令及び本連盟規則に違反する行為を黙認する行為

（利益相反義務）

第 6 条　相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

（相談・通報）

第 7 条 役職員および登録競技者は、第５条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかにコンプライアンス委員会ないしは別に定める相談窓口に相談若しくは通報しなければならない。

（懲戒処分等）

第 8条 本連盟は、委員会の審議に基づき、第５条に違反した役職員および登録競技者を懲戒に関する規程に照らし懲戒処分に付するとともに、本連盟に損害を与えた役職員および登録競技者に対して損害の賠償を求めることができる。

２ 役職員および登録競技者は、次に掲げることを理由として責任を免れることはできない。

(1) 法令について正しい知識がなかったこと

(2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと

(3) 本連盟の利益を図る目的で行ったこと

３ 通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

（通報者保護）

第 9 条 本委員会は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

２ 本委員会は、通報処理終了後も、通報者並びに通報に協力したものに対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に努めなければならない。

３ 通報者並びに通報に協力したもの等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、規則に従って処分を課すこととする。

（事前相談）

第 10条 役職員および登録競技者は、自らの行為や意思決定が第５条に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員長又は総務委員長に相談しなければならない。

（教育研修）

第 11 条 役職員および登録競技者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

（機密保持義務）

第 12 条 コンプライアンス委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（改廃）
第 13 条　この規程の改廃は、理事会の承認を経て実施

附則

1. この規程は、令和元年 06 月 01 日から施行する。
   第 1 版　2019 年 5 月 22 日　作成
2. 令和５年１０月３１日改訂、同日実施。